

衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送の
実施等に向けた関係省令等の一部改正案の概要

- 1 放送法施行規則（昭和25年電波監理委員会規則第10号）の一部を改正する省令案
別表第五号のうち、放送の種類による基幹放送の区分について、超高精細度テレビジョン放送を追加したことに伴う規定の整備を行う。
- 2 無線局免許手続規則（昭和25年電波監理委員会規則第15号）の一部を改正する省令案
無線局の免許の単位のうち、基幹放送の種類による区分について、超高精細度テレビジョン放送を追加したことに伴う規定の整備を行う。
- 3 周波数割当計画（平成24年総務省告示第471号）の一部を変更する告示案
放送衛星業務の周波数表に左旋偏波に係る周波数を追加する。
- 4 基幹放送普及計画（昭和63年郵政省告示第660号）の一部を改正する告示案
基幹放送を国民に最大限に普及させるための指針への衛星基幹放送による超高精細度テレビジョン放送の実用放送等に係る規定の追加及び国内放送に関する基幹放送の区分ごとの放送対象地域及び放送対象地域ごとの放送系の数の目標への超高精細度テレビジョン放送に係る放送番組の数の目標の追加等を行う。
- 5 基幹放送用周波数使用計画（昭和63年郵政省告示第661号）の一部を改正する告示案
基幹放送局に使用させることのできる周波数等として、左旋偏波に係る周波数を追加する。
- 6 平成28年に申請を受け付けるBS放送（超高精細度テレビジョン放送に限る。）に係る基幹放送局に関する免許方針案
平成28年に申請を受け付けるBS放送（超高精細度テレビジョン放送に限る。）に係る基幹放送局について、審査の基準を定める。
- 7 平成28年に申請を受け付ける東経110度CS放送（超高精細度テレビジョン放送に限る。）に係る基幹放送局に関する免許方針案
平成28年に申請を受け付ける東経110度CS放送（超高精細度テレビジョン放送に限る。）に係る基幹放送局について、審査の基準を定める。
- 8 その他
以上の改正に伴い、無線局免許申請書等に添付する無線局事項書及び工事設計書の各欄に記載するためのコード表（無線局の目的コード及び通信コードを除く。）（平成16年総務省告示第859号）、無線局免許申請書等に添付する無線局事項書の無線局の目的コードの欄及び通信事項コードの欄に記載するためのコード表（平成16年総務

省告示第 860 号) 及び電波法関係審査基準 (平成 13 年総務省訓令第 67 号) について、必要な規定の整備を行う。